

議案第五八号

三朝町中小企業融資基金設置並に管理条例の制定について

三朝町中小企業融資基金設置並に管理条例を別紙のよう
に制定するものとする

定するものとする

昭和三十七年八月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十七年八月十一日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町條例才 号

案

才一 條 三朝町中小企業融資基金設置並に管理條例
本町の中小企業者の金融難緩和を図るため、五百万円を融資限度額

とし、中小企業融資基金（以下基金という）を設置する。
才二 條 基金は貳百五十拾万円を預託金の限度額として融資額の二分の一以上

を株式会社山陰合同銀行三朝出張所に預金する。
才三 條 基金の存続期限は設置の日から二年とし、契約を更新し且場合には

引続き基金を存置することができる。
才四 條 基金の運営に必要な契約は議会の議決を経て締結するものとする

才五 條 この條例に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。
附 則

この條例は昭和三十七年 月 日から施行する

三朝町中小企業融資基金実施要綱

案

一、目的

三朝町中小企業者特に小規模事業者の金融難緩和を図るに中小企業
融資基金（以下基金という）を設置しその基金を株式会社山陰合同銀行
三朝出張所に預託して中小企業者に融資し、本町の商工業発展に資せし
める。

二、実施要綱

1 預託金の運営

- イ 預託金は三朝町長と株式会社山陰合同銀行三朝出張所長との間に契約書
を取交し、預託金融材の責任に於て融資せしめる。
- ロ 預託金運用に要する経費は一切預託金融材の負担とする。
- ハ 三朝町が預託する基金の利率は臨時金利調整法に定める最高限度の利率
を適用する。
- ニ 預託金融材額は五百万円を融資限度額として預託金の信託を融資する。

2 融資対象

イ 融資の対象は三朝町内に住所又は事業所を有する中小企業者特に小規模
事業者にして、その事業が本町商工業振興に役立つもの。

3 融資条件

- イ 融資額は一業者最高五十万円を限度とする。但し特別の事情があると認め
た場合に五十万円まで増額することが出来る。
 - ロ 融資期間は六ヶ月以内とする。
 - ハ 貸付利率は日歩千分六丁とする。
 - ニ 融資は無担保貸付とし、~~保証人~~二名の保証人を必要とする。
- ホ その他の貸付条件については、その預託金融材の取扱例による。

4. 融資申込
融資申込は所定用紙を以て株式会社山陰合同銀行三朝出張所に申込み
をすものとする。
5. 融資決定
融資決定は預託金融機関に於て決定する。預託金融機関は町長の意見を
尊重して処理するものとする。
6. 融資状況報告
預託金融機関は本制度に基づく融資の關係書類は一切他の融資關係と別に
し毎月その融資状況を町長に報告するものとする。
7. 償還方法

融資債戻金を以て三朝町中小企業融資基金償還組合を結成して融資の償
還を確保はすものとする。

融資の償還を確保に実施せしめるため三朝町中小企業融資基金償還組合
を結成する。

契約書案

本契約に於て甲とは三朝町長を指し乙とは山陰合同銀行三朝出張所長を指す。

才一條 本契約書は昭和三十七年 月 日制定の三朝町中

小企業融資基金^法及び管理條例並に実施要綱に基きその細目について協定するものとする。

才二條 甲は三朝町中小企業者の金融難の緩和を図るに

め五百万圓を融資限度額として中小企業融資基金へ以下基金というものを設置する。

才三條 甲は貳百五十万圓を預託金の限度額として融資

額の二分の一以上を乙に預金する。

才四條 預金率は臨時金利調整法に定める最高限度の利

率を適^用する。

才五條 預託金については本制度による貸付金の全額を

返済の上でなければ解消することが出来ないものとする。

才六條 本基金の運用は三朝町中小企業融資基金制度実

施要綱による。

本実施要綱の変更を生じた場合は甲、乙双方協議の上、これを変更する。
本契約成立を認ずるため契約書貳通を作成し各自署名捺印して、一通宛を保存するものとする。
昭和 年 月 日

甲 三朝野長 坂出 雅己
乙 山陰合同銀行三朝出張所長